

令和4年10月分 死傷災害(休業4日以上) 署別発生状況(速報値)

前年同期比較

岡山労働局

年別	合 計				署 別																	
					岡 山			倉 敷			津 山			笠 岡			和 気			新 見		
	'22年	'21年	増 減	率 %	'22年	'21年	増 減	'22年	'21年	増 減	'22年	'21年	増 減	'22年	'21年	増 減	'22年	'21年	増 減	'22年	'21年	増 減
合 計	3884	1877	2007	106.9%	1805	786	1019	1090	474	616	493	275	218	257	138	119	131	80	51	108	124	16
製 造 業	564	482	82	17.0%	182	160	22	163	105	58	78	65	13	60	47	13	57	25	32	24	80	56
金 属 製 品	106	109	3	2.8%	29	51	22	23	20	3	28	15	13	15	14	1	7	4	3	4	5	1
機 械 器 具	87	59	28	47.5%	33	20	13	28	17	11	7	10	3	8	4	4	8	2	6	3	6	3
化 学 工 業	80	36	44	122.2%	19	10	9	10	5	5	6	7	1	13	6	7	32	5	27	0	3	3
製 材 木 製 品	44	24	20	83.3%	2	6	4	16	0	16	14	12	2	1	5	4	1	1	0	10	0	10
窯 業 土 石	34	28	6	21.4%	6	8	2	13	2	11	4	5	1	2	2	0	8	9	1	1	2	1
織 維 製 品	33	19	14	73.7%	11	5	6	19	10	9	1	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0
食 料 製 品	115	167	52	31.1%	40	39	1	48	44	4	11	7	4	14	13	1	0	3	3	2	61	59
印 刷 製 本	8	8	0	0.0%	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	57	32	25	78.1%	34	13	21	6	7	1	7	7	0	5	1	4	1	1	0	4	3	1
(自動車整備)	(17)	(8)	(9)	(112.5%)	(9)	(1)	(8)	(1)	(2)	(1)	(5)	(2)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)
鉱 業	7	7	0	0.0%	3	1	2	1	1	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	2	2
建 設 業	242	205	37	18.0%	103	94	9	66	52	14	29	28	1	20	13	7	8	10	2	16	8	8
土 木 建 築	57	57	0	0.0%	19	22	3	9	10	1	13	12	1	7	6	1	1	2	1	8	5	3
(木建以外の建築)	94	76	18	23.7%	49	36	13	18	15	3	14	14	0	8	5	3	2	5	3	3	1	2
(木 建)	(63)	(51)	(12)	(23.5%)	(35)	(26)	(9)	(11)	(9)	(2)	(9)	(10)	(1)	(6)	(4)	(2)	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)
(木 建)	(31)	(25)	(6)	(24.0%)	(14)	(10)	(4)	(7)	(6)	(1)	(5)	(4)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(4)	(3)	(2)	(0)	(2)
そ の 他	91	72	19	26.4%	35	36	1	39	27	12	2	2	0	5	2	3	5	3	2	5	2	3
運 輸 交 通 業	254	266	12	4.5%	119	128	9	77	60	17	23	38	15	19	25	6	6	6	0	10	9	1
道 路 旅 客	16	21	5	23.8%	10	9	1	4	4	0	1	3	2	0	3	3	0	0	0	1	2	1
道 路 貨 物	234	243	9	3.7%	107	117	10	71	56	15	22	35	13	19	22	3	6	6	0	9	7	2
貨 物 取 扱 業	23	14	9	64.3%	13	4	9	4	8	4	2	0	2	2	1	1	2	1	1	0	0	0
陸 上 貨 物	12	13	1	7.7%	4	4	0	2	8	6	2	0	2	2	1	1	2	0	2	0	0	0
港 湾 運 送	11	1	10	1000.0%	9	0	9	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
林 業	25	28	3	10.7%	2	0	2	0	0	0	15	23	8	2	0	2	2	3	1	4	2	2
第 三 次 産 業	2743	844	1899	225.0%	1379	397	982	776	244	532	332	109	223	149	44	105	56	30	26	51	20	31
商 業	246	207	39	18.8%	121	98	23	60	61	1	31	26	5	17	10	7	11	7	4	6	5	1
(卸売業)	(30)	(30)	(0)	(0.0%)	(15)	(14)	(1)	(6)	(9)	(3)	(6)	(4)	(2)	(2)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(1)	
(小売業)	(176)	(155)	(21)	(13.5%)	(85)	(74)	(11)	(43)	(45)	(2)	(22)	(20)	(2)	(13)	(6)	(7)	(10)	(6)	(4)	(3)	(4)	(1)
<各種商品小売>	<8>	<5>	<3>	<60.0%>	<3>	<4>	<1>	<1>	<0>	<1>	<1>	<1>	<0>	<0>	<0>	<0>	<3>	<0>	<3>	<0>	<0>	<0>
<新聞販売>	<24>	<20>	<4>	<20.0%>	<8>	<7>	<1>	<7>	<7>	<0>	<3>	<3>	<0>	<3>	<0>	<3>	<2>	<1>	<1>	<1>	<2>	<1>
保 健 衛 生	2202	312	1890	605.8%	1105	154	951	638	86	552	271	40	231	114	11	103	34	13	21	40	8	32
(医療保健業)	(1229)	(113)	(1116)	(987.6%)	(629)	(64)	(565)	(361)	(31)	(330)	(130)	(6)	(124)	(77)	(2)	(75)	(1)	(7)	(6)	(31)	(3)	(28)
(社会福祉施設)	(968)	(197)	(771)	(391.4%)	(473)	(89)	(384)	(275)	(55)	(220)	(141)	(34)	(107)	(37)	(9)	(28)	(33)	(6)	(27)	(9)	(4)	(5)
接 客 娯 楽	89	97	8	8.2%	53	53	0	23	25	2	7	13	6	4	3	1	1	2	1	1	1	0
(旅館業)	(11)	(10)	(1)	(10.0%)	(6)	(4)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(飲食店)	(63)	(57)	(6)	(10.5%)	(38)	(31)	(7)	(17)	(16)	(1)	(3)	(6)	(3)	(3)	(2)	(1)	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)
(その他の接客)	(15)	(30)	(15)	(50.0%)	(9)	(18)	(9)	(3)	(5)	(2)	(2)	(5)	(3)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)
清 掃 ・ と 畜	59	61	2	3.3%	27	24	3	13	19	6	6	7	1	10	7	3	0	2	2	3	2	1
(ビルメンテナンス)	(27)	(23)	(4)	(17.4%)	(16)	(12)	(4)	(7)	(8)	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
(産業廃棄物)	(20)	(24)	(4)	(16.7%)	(6)	(9)	(3)	(5)	(5)	(0)	(1)	(5)	(4)	(5)	(3)	(2)	(0)	(1)	(1)	(3)	(1)	(2)
そ の 他	147	167	20	12.0%	73	68	5	42	53	11	17	23	6	4	13	9	10	6	4	1	4	3
(警備業)	(21)	(26)	(5)	(19.2%)	(12)	(9)	(3)	(5)	(5)	(0)	(4)	(8)	(4)	(0)	(4)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	26	31	5	16.1%	4	2	2	3	4	1	12	10	2	4	7	3	0	5	5	3	3	0

注1:災害件数は、労働者死傷病報告(様式第23号)による。 注2:網掛けした業種は、第13次労働災害防止推進計画における重点業種である。

注3:令和4年1月1日から令和4年10月末日までに発生した労働災害で、労働基準監督署に報告のあったもの。

注4:「第三次産業」は業種分類08~17である。 注5:「その他」は、「農業」と「畜産・水産業」である。 注6:「派遣労働者」は派遣先の労働者数である。

派 遣 労 働 者	74	52	22	42.3%	31	23	8	28	15	13	8	6	2	4	6	2	2	1	1	1	1	0
-----------	----	----	----	-------	----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

令和4年10月分死傷災害(休業4日以上) 事故の型別発生状況(速報値)

前年同期比較

岡山労働局

業種	合計 (全事故の型)			事故の型別																								
				転倒			墜落・転落			はさまれ・巻き込まれ			動作の反動・無理な動作			交通事故(道路)			切れ・こすれ			飛来・落下			その他			
	年別	'22年	'21年	増減	'22年	'21年	増減	'22年	'21年	増減	'22年	'21年	増減	'22年	'21年	増減	'22年	'21年	増減	'22年	'21年	増減	'22年	'21年	増減	'22年	'21年	増減
合計	3,884	1,877	2,007	362	368	6	244	305	61	192	171	21	263	264	1	81	78	3	93	93	0	97	101	4	2,552	497	2,055	
製造業	564	482	82	78	69	9	42	54	12	113	87	26	53	36	17	5	5	0	42	38	4	41	34	7	190	159	31	
金属製品	106	109	3	6	10	4	5	6	1	30	22	8	9	5	4	0	2	2	3	8	5	13	12	1	40	44	4	
機械器具	87	59	28	12	15	3	4	10	6	17	13	4	15	7	8	2	1	1	7	3	4	10	4	6	20	6	14	
化学工業	80	36	44	14	6	8	4	6	2	13	11	2	6	3	3	0	0	0	3	1	2	2	3	1	38	6	32	
製材木製品	44	24	20	2	1	1	5	3	2	8	6	2	2	2	0	0	0	0	5	8	3	1	1	0	21	3	18	
窯業土石	34	28	6	4	1	3	6	10	4	4	9	5	3	1	2	1	0	1	0	1	1	3	5	2	13	1	12	
繊維製品	33	19	14	7	4	3	0	5	5	2	3	1	0	1	0	0	0	0	0	3	3	0	1	1	20	4	16	
食料	115	167	52	25	25	0	9	7	2	20	18	2	8	11	3	2	2	0	22	13	9	11	4	7	18	87	69	
印刷製本	8	8	0	1	1	0	0	2	2	4	2	2	2	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1	
その他	57	32	25	7	6	1	9	5	4	12	4	8	7	6	1	0	0	0	2	0	2	0	4	4	20	7	13	
(自動車整備)	(17)	(8)	(9)	(2)	(0)	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(10)	(2)	(8)	
鉱業	7	7	0	3	0	3	1	5	4	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設業	242	205	37	26	17	9	58	64	6	19	19	0	19	15	4	6	4	2	18	16	2	19	24	5	77	46	31	
土木建築	57	57	0	5	5	0	17	11	6	4	5	1	5	7	2	2	0	2	6	3	3	6	7	1	12	19	7	
(木建以外の建築)	(63)	(51)	(12)	(6)	(6)	(0)	(15)	(18)	(3)	(6)	(4)	(2)	(4)	(3)	(1)	(2)	(1)	(1)	(5)	(3)	(2)	(3)	(7)	(4)	(22)	(9)	(13)	
(木建)	(31)	(25)	(6)	(4)	(1)	(3)	(6)	(11)	(5)	(1)	(2)	(1)	(8)	(0)	(8)	(0)	(1)	(1)	(5)	(4)	(1)	(3)	(3)	(0)	(4)	(3)	(1)	
その他	91	72	19	11	5	6	20	24	4	8	8	0	2	5	3	2	2	0	2	6	4	7	7	0	39	15	24	
運輸交通業	254	266	12	34	49	15	68	82	14	20	15	5	44	45	1	16	17	1	5	2	3	13	11	2	54	45	9	
道路旅客	16	21	5	5	6	1	2	4	2	0	1	1	2	2	0	5	5	0	0	0	0	1	1	0	1	2	1	
道路貨物	234	243	9	29	42	13	65	78	13	18	14	4	42	42	0	11	12	1	5	2	3	11	10	1	53	43	10	
貨物取扱業	23	14	9	4	1	3	1	2	1	1	2	1	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	11	5	6	
陸上貨物	12	13	1	3	0	3	0	2	2	1	2	1	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	5	3	
港湾運送	11	1	10	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	
林業	25	28	3	2	7	5	4	3	1	3	3	0	1	1	0	0	0	0	3	4	1	3	4	1	9	6	3	
第三次産業	2,743	844	1,899	212	217	5	62	93	31	32	38	6	137	157	20	53	52	1	23	32	9	20	26	6	2,204	229	1,975	
商業	246	207	39	70	54	16	28	24	4	16	12	4	26	41	15	21	15	6	9	17	8	10	10	0	66	34	32	
(卸売業)	(30)	(30)	(0)	(5)	(6)	(1)	(3)	(5)	(2)	(5)	(2)	(3)	(1)	(4)	(3)	(0)	(3)	(3)	(1)	(3)	(2)	(4)	(3)	(1)	(11)	(4)	(7)	
(小売業)	(176)	(155)	(21)	(59)	(44)	(15)	(24)	(16)	(8)	(8)	(7)	(1)	(24)	(34)	(10)	(19)	(11)	(8)	(8)	(13)	(5)	(5)	(6)	(1)	(29)	(24)	(5)	
<各種商品小売>	<8>	<5>	<3>	<4>	<1>	<3>	<0>	<1>	<1>	<1>	<0>	<1>	<1>	<2>	<1>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<2>	<1>	<1>	
<新聞販売>	<24>	<20>	<4>	<9>	<9>	<0>	<1>	<0>	<1>	<1>	<0>	<0>	<0>	<1>	<13>	<9>	<4>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	
保健衛生	2,202	312	1,890	64	78	14	13	17	4	4	4	0	80	72	8	3	3	0	5	5	0	1	7	6	2,032	126	1,906	
(医療保健業)	(1,229)	(113)	(1,116)	(20)	(29)	(9)	(5)	(4)	(1)	(1)	(0)	(1)	(21)	(27)	(6)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1,181)	(50)	(1,131)	
(社会福祉施設)	(968)	(197)	(771)	(42)	(49)	(7)	(8)	(12)	(4)	(3)	(4)	(1)	(59)	(44)	(15)	(3)	(2)	(1)	(4)	(4)	(0)	(1)	(6)	(5)	(848)	(76)	(772)	
接客娯楽	89	97	8	25	24	1	4	3	1	5	6	1	9	17	8	3	1	2	5	8	3	4	3	1	34	35	1	
(旅館業)	(11)	(10)	(1)	(5)	(0)	(5)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(1)	(3)	(6)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(4)	
(飲食店)	(63)	(57)	(6)	(13)	(17)	(4)	(2)	(1)	(1)	(2)	(4)	(2)	(5)	(5)	(0)	(2)	(1)	(1)	(5)	(8)	(3)	(1)	(3)	(2)	(33)	(18)	(15)	
(その他の接客)	(15)	(30)	(15)	(7)	(7)	(0)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)	(0)	(1)	(6)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(3)	(1)	(13)	(12)	
清掃・と畜	59	61	2	17	19	2	8	15	7	4	10	6	5	7	2	4	1	3	3	1	2	3	1	2	15	7	8	
(ビルメンテナンス)	(27)	(23)	(4)	(12)	(12)	(0)	(4)	(6)	(2)	(2)	(0)	(2)	(2)	(2)	(0)	(2)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(4)	(3)	(1)	
(産業廃棄物)	(20)	(24)	(4)	(2)	(6)	(4)	(2)	(7)	(5)	(1)	(6)	(5)	(1)	(1)	(0)	(2)	(0)	(2)	(3)	(1)	(2)	(2)	(1)	(1)	(7)	(2)	(5)	
その他	147	167	20	36	42	6	9	34	25	3	6	3	17	20	3	22	32	10	1	1	0	2	5	3	57	27	30	
(警備業)	(21)	(26)	(5)	(4)	(6)	(2)	(1)	(9)	(8)	(1)	(2)	(1)	(3)	(5)	(2)	(2)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(10)	(1)	(9)	
その他	26	31	5	3	8	5	8	2	6	2	6	4	2	6	4	1	0	1	2	1	1	1	1	1	1	7	7	0

注1:災害件数は、労働者死傷病報告(様式第23号)による。 注2:網掛けした業種は、第13次労働災害防止推進計画における重点業種である。

注3:令和4年1月1日から令和4年10月末日までに発生した労働災害で、労働基準監督署に報告のあったもの。

注4:「第三次産業」は業種分類08~17である。 注5:「その他」は、「農業」と「畜産・水産業」である。

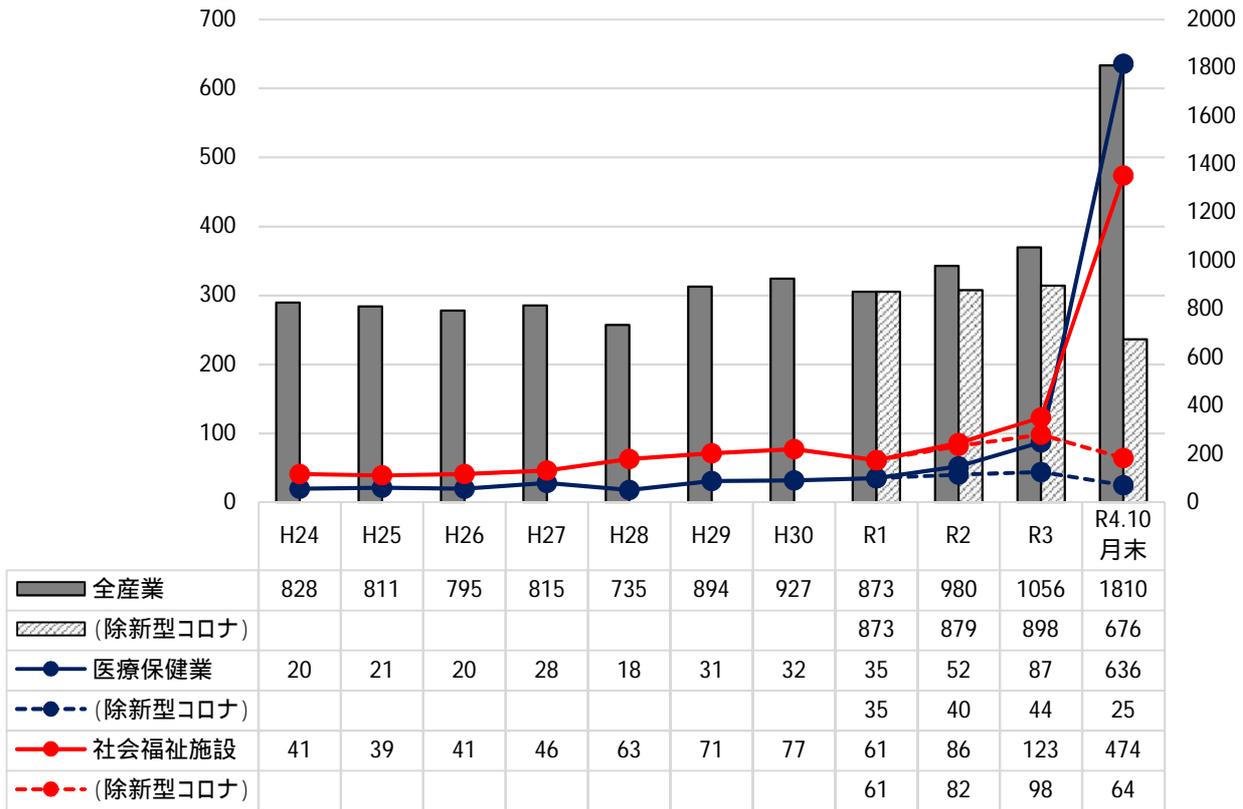
# 令和4年 死亡災害発生状況(速報値)

令和4年10月末集計分

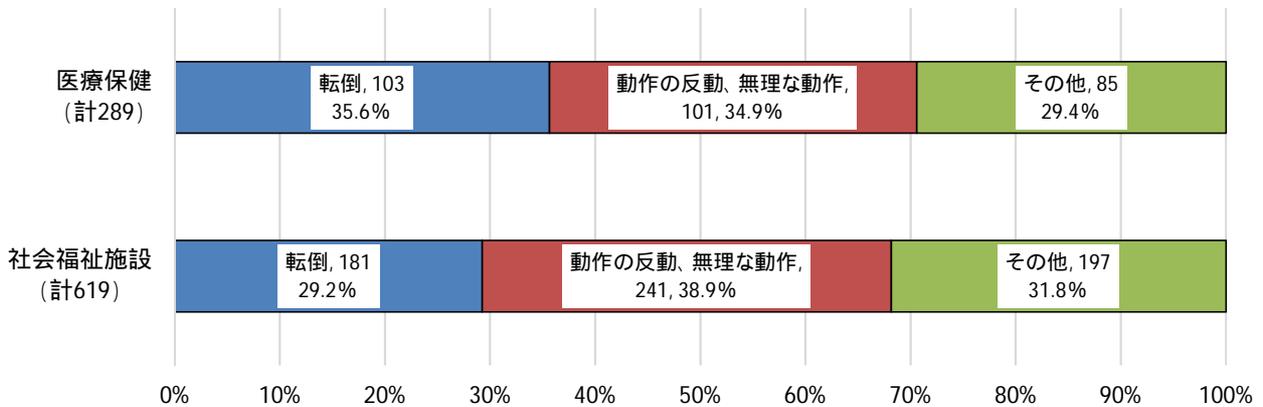
番号	業種	災害発生月	発生時間帯	事故の型	起因物	災害発生状況	備考
1	その他の建設業	令和4年1月	15時台	墜落・転落	建築物・構築物	コンクリート地面から高さ約7.5mの建物屋上の防水工事を行っていた際、屋上端から墜落したものを。	
2	一般貨物自動車運送事業	令和4年2月	18時台	崩壊・倒壊	荷姿の物	フレキシブルコンテナを3～4段に積み重ねて保管している倉庫でフォークリフトを用いて製品の出荷作業を単独で行っていたが、最下段のフレキシブルコンテナが破れたため処置していた際、上段のフレキシブルコンテナが崩れて下敷きとなったもの。	
3	木材伐出業	令和4年2月	10時台	激突され	立木等	高さ約30mの立木(胸高直径約40cm)をチェーンソーを使って伐倒しようと受け口を作った後、追い口を作っていたところ、同立木が縦に裂けたため逃げるも、逃げた先に折れた立木が跳ね落ちてきて激突されたもの。	
4	その他の事業-その他	令和4年6月	0時台	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	県道走行中、対向車線と歩道を超え、ガードパイプも突き破って、車ごと川に転落し、溺死したものを。	
5	その他の食品製造業	令和4年7月	10時台	感電	その他の一般動力機械	設備の部品交換作業を行う際に、電源ブレーカーを切らずに素手のままで電線の結線処理を行っていたところ、感電したものを。	
6	機械(精密機械を除く)器具製造業	令和4年7月	17時台	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	部品加工機械の動きが止まったため、機械の内部に入り、溜まった切子を取り除いていたところ、機械が急に作動し、機械の可動部分とフレームとの間に挟まれ胸部を圧迫したものを。	

(注) 令和4年1月1日から令和4年10月末日までに発生した労働災害で、労働基準監督署に報告のあったもの。

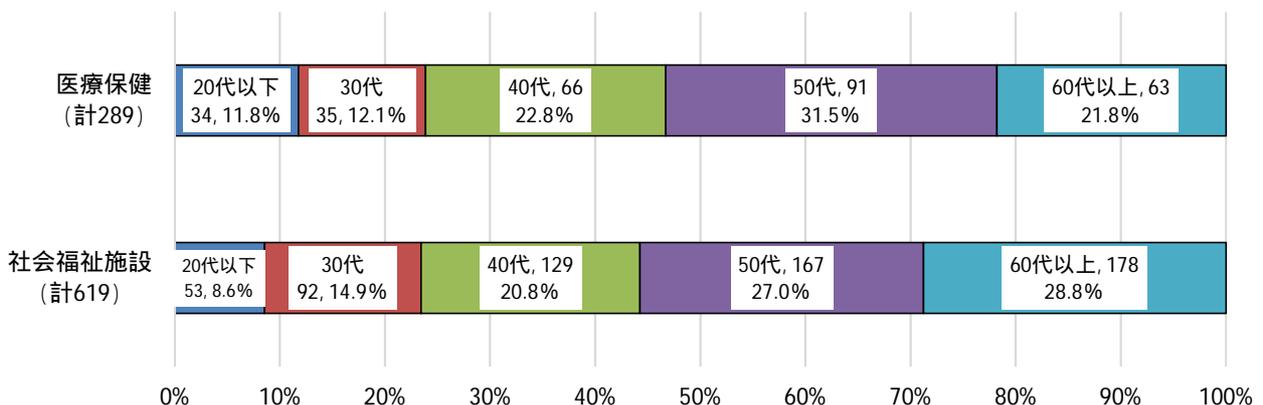
## 岡山監督署 経年災害発生状況(医療保健業、社会福祉施設)



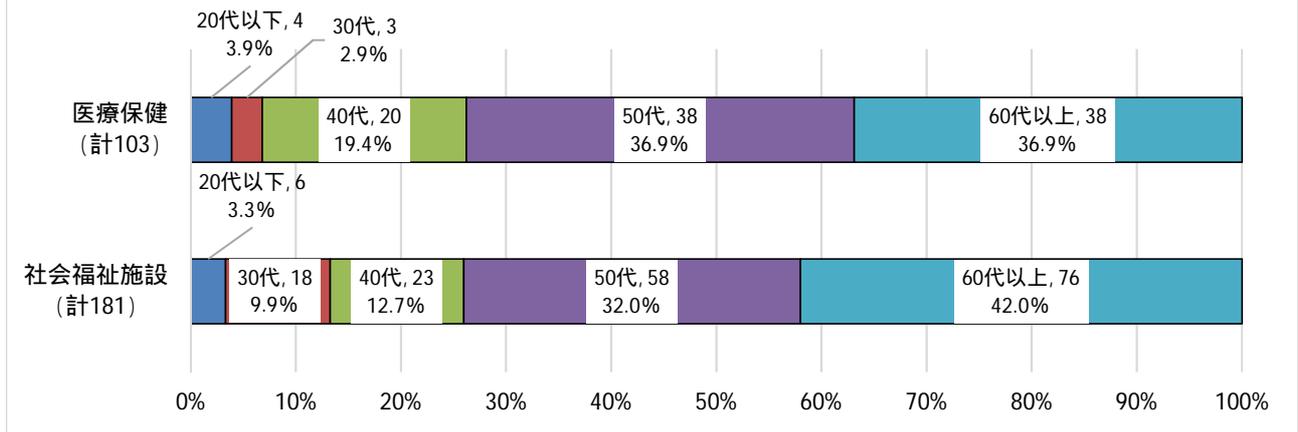
## 事故の型別 (以降の統計はH24からR3までで、新型コロナによるものを除く)



## 年代別



## 転倒 年代別



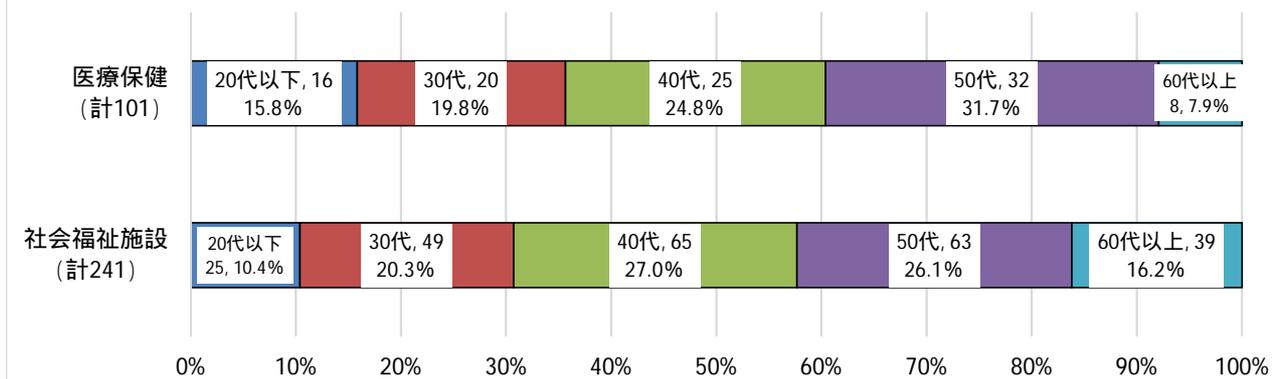
医療保健での転倒災害の平均年齢は、55.2才。休業見込日数の平均は、43.2日。

傷病では骨折が多く、73人。内、脚部の骨折が32人、腕部の骨折が27人。

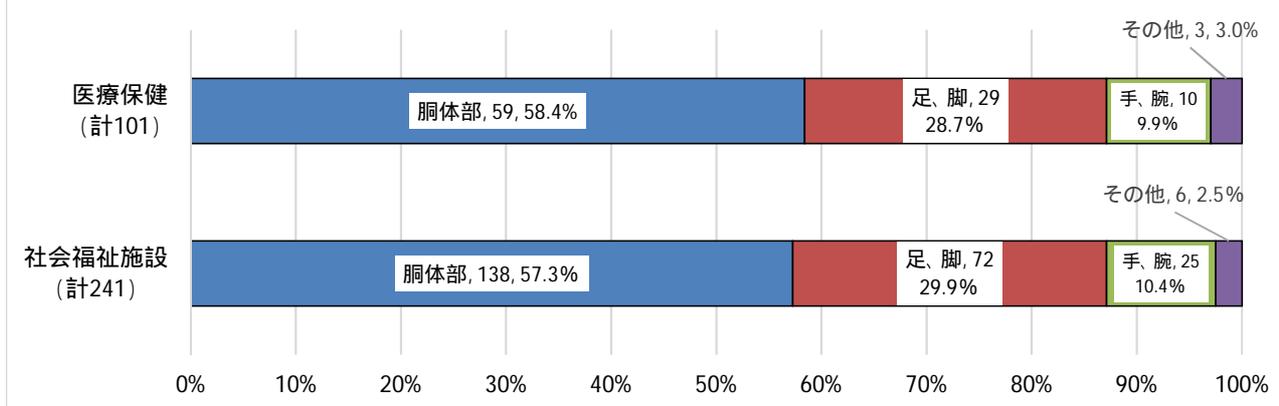
社会福祉施設も同じ傾向で、平均55.5才。骨折が多く、130人(内、腕部57人、脚部49人)。休業見込平均は、44.3日。

4S(整理、整頓、清掃、清潔)の推進、床や敷物への工夫、滑ったり躓きにくい履物の選定など、転倒災害を1件でも減らすための取組みが必要。

## 動作の反動、無理な動作 年代別



## 動作の反動、無理な動作 部位別



医療保健での「動作の反動、無理な動作」災害の平均年齢は、44.3才。休業見込日数の平均は、24.9日。

傷病では腰痛が多く、43人。他は脚部や腕部の関節の障害が多い(24人)。

社会福祉施設も同じ傾向で、平均46.4才。休業見込平均は、28.8日。腰痛が多く103人。

補助器具の使用など身体に負担をかけない工夫、しっかりとした体勢がとれるスペースの確保やレイアウトの工夫、腰痛体操などの取組みが必要。

全国 傷病分類別年別業務上疾病発生状況

疾病分類		発生年		R1	R2	R3	合計
		H29	H30				
(1) 負傷に起因する疾病		(15) 5,510 【4,588】	(32) 5,356 【4,403】	(29) 5,604 【4,695】	(17) 6,250 【5,135】	(19) 6,239 【5,353】	(112) 28,959 【24,174】
物理的 因子による 疾病	(2) 有害光線による疾病	5	5	13	9	8	40
	(3) 電離放射線による疾病	5				2	7
	(4) 異常気圧下における疾病	19	11	22	(1) 6	(1) 11	(2) 69
	(5) 異常温度条件による疾病	(15) 719	(29) 1,381	(25) 1,023	(23) 1,151	(20) 703	(112) 4,977
	(6) 騒音による耳の疾病	8	2	9	11	5	35
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	(1) 23	(1) 25	(1) 36			(3) 149
	作業様態に 起因する 疾病	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	115	119	118	143	96
(9) 負傷によらない業務上の腰痛		494	526	434	481	523	2,458
(10) 振動障害		4	5	4	2	6	21
(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		159	217	210	200	193	979
(12) (8)～(11)以外の作業様態に起因する疾病		73	(2) 89	92	83	102	(2) 439
(13) 酸素欠乏症		(4) 7	(5) 13	(5) 8	(5) 11	(3) 19	(22) 58
(14) 化学物質による疾病(がんを除く)		(9) 222	(10) 254	(8) 220	(10) 240	(8) 231	(45) 1,167
(15) じん肺及びじん肺合併症		191	165	164	127	130	777
(16) 病原体による疾病		105	171	113	(21) 6,059	(84) 19,463	(105) 25,911
がん	(17) 電離放射線によるがん		1				1
	(18) 化学物質によるがん			2	1	4	7
	(19) (17)、(18)以外の原因によるがん						
(20) 過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等		(38) 75	(23) 67	(26) 51	(11) 35	(11) 35	(109) 263
(21) 強い心理的負荷を伴う業務による精神障害		(5) 46	(5) 46	(8) 58	(4) 53	(5) 90	(27) 293
(22) その他の業務によることのもつ明らかな疾病		(2) 73	(5) 121	(6) 108	(6) 133	(4) 164	(23) 599
合計		(89) 7,853 【4,588】	(112) 8,574 【4,403】	(108) 8,289 【4,695】	(98) 15,023 【5,135】	(155) 28,061 【5,353】	(562) 67,800 【24,174】

( )は死亡、【 】は腰痛の内数。

## 医療保健業 電離放射線障害災害事例

発生年月	年代・性別	職種	傷病名	傷病部位
平成14年3月	50代・男性	医師	皮膚がん	左手拇指
(発生状況) 長期間、X線透視下でドレナージ等を行っていたが、左拇指腫脹の症状が出始め、最終的に皮膚がん と診断された。				
平成21年7月	50代・男性	医師	皮膚がん	両手指
18年以上、X線透視下での作業を行っていたところ、放射線による皮膚炎、皮膚がんを発症した。				
平成24年9月	50代・男性	診療放射線技師	右手背有棘細胞がん	右手背
放射線性皮膚炎の症状が出始め、最終的に有棘細胞がんと診断された。				
平成26年7月	50代・男性	放射線技師	慢性放射線皮膚炎	右手
右手にイボができて皮膚科を受診したところ、慢性放射線皮膚炎と診断された。				

## 他業種での電離放射線障害災害事例

### 製造業

発生年月	年代・性別	職種	傷病名	傷病部位
平成12年6月	20代・男性 20代・男性 10代・男性	作業員(検査係)	火傷 火傷 火傷	右手 右手 右手
X線検査装置を使用して製品の検査を行っていたが、製品の位置調整の度に扉を開閉するのが面倒 なため、左手で安全スイッチを切り、右手で製品の位置調整を行っていたところ、火傷を負った。(3名は 各々別の日に被災。)				

### 製造業

発生年月	年代・性別	職種	傷病名	傷病部位
令和3年5月	50代・男性 30代・男性	作業員(保全係)	放射線障害	顔・両手 右手
X線測定装置の校正作業中、校正サンプル材で異常値が検出されたため、確認のためにX線検出器 室内に入り、測定装置の電源を入れたままでサンプル材の確認を行い、被曝した。				

### 建設業

発生年月	年代・性別	職種	傷病名	傷病部位
平成13年12月	30代・男性	作業員(工事)	放射線被曝の疑	-
被災者は、以前に設置した電気部品の位置修正のため、放射線室の天井裏に入って作業を行ってい た。そこへ、同室内にある放射線治療装置の照射テストを行うため、別業者の者が室内に人がいないこ とを確認し、操作室から照射テストを実施、その後、被災者が天井裏から降りてきた。				

令和3年4月1日から

# 「改正電離放射線障害防止規則」が 施行されます（増補版）

厚生労働省は、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」）と「電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第五項及び第九条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」）を改正し、令和3年4月1日から施行・適用します。改正内容は以下のとおりです。

※下線部は改正内容

## 1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ（電離則第5条）

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、5年間につき100mSv および 1年間につき50mSv を超えないようにしなければなりません。

- ・「5年間」の途中で新たに放射線業務従事者となった労働者については、その労働者が前の事業場から交付された線量の記録（ない場合は、前の事業場から再交付を受けさせてください）により、「5年間」の始期以降の被ばく線量を確認してください。
- ・健康診断を行う年の前年1年間に、眼の水晶体に受けた等価線量が20mSvを超え、かつ当年1年間に眼の水晶体に受ける等価線量が20mSvを超えるおそれのある方については、電離放射線健康診断の白内障に関する眼の検査を省略することは（電離則第56条第3項）、適当ではありません。また、このような方の白内障に関する眼の検査は、眼科医により行われることが望ましいです。

## 2 線量の測定および算定方法の一部変更（電離則第8条・告示第3条）

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、1 cm線量当量、3 mm線量当量および70 $\mu$ m線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、1 cm線量当量、3 mm線量当量または70 $\mu$ m線量当量のうちいずれか適切なものによって行うことが必要です。

眼の水晶体に受ける等価線量は、3 mm線量当量の測定による算定を原則とします。ただし、1 cm線量当量及び70 $\mu$ m線量当量を測定、確認することで3 mm線量当量が眼の水晶体の等価線量限度を超えないように管理できる場合は、これらのうち適切な線量当量による算定でも差し支えありません。



### 3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加（電離則第9条）

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、**3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計**を算定・記録・保存することが必要です。

防護眼鏡などの使用時には、電離則第8条第3項に掲げる法定の部位（胸部または腹部など）に加え、防護眼鏡の内側などで測定した結果に基づき算定した眼の水晶体の等価線量を記録・保存の対象として差し支えありません。



眼の水晶体に受ける等価線量の低減には、**防護眼鏡**の使用も有効です。

### 4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更（電離則様式第2号）

受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、**「20mSv以下の者」、「20mSvを超え50mSv以下の者」および「50mSvを超える者」**に変わります。また、全区分の欄に**「検出限界未満の者」**の項目が追加されます。

令和3年4月1日以降に所轄労働基準監督署長に提出する「電離放射線健康診断結果報告書」は、新様式を用いてください。この場合、報告書を提出すべき健康診断を行った年の前年1年間に受診した労働者が受けた実効線量および等価線量について、新様式の区分にしたがって、人数を集計して記入してください。

### 5 前記1に関する経過措置（改正省令附則第2条）

**一定の医師\***については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- ・令和3年4月1日～令和5年3月31日の間 **1年間につき50mSv**
- ・令和5年4月1日～令和8年3月31日の間 **3年間につき60mSvおよび1年間につき50mSv**

※放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの（以下、「経過措置対象医師」）。

- ・経過措置対象医師は、令和5年3月31日までの間に、衛生委員会の調査審議などを経た上で、事業者が指定してください。
- ・事業者は、経過措置対象医師に指定する医師に対し、指定する旨を通知するとともに、氏名、医籍登録番号、診療科名、経過措置の対象とする根拠となった具体的な事由を記録して令和8年3月31日まで保存してください。
- ・改正電離則の施行（令和3年4月1日）時に、現に使用している医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、改正電離則の施行後遅滞なく指定してください。また、施行日から令和5年3月31日までに雇入れまたは配置換えした医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、雇入れまたは配置換え後に遅滞なく指定してください。

このリーフレットに関するご質問などについては、  
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

# ◆ 医療保健業に従事する皆さまへ ◆

～ 被ばく線量の見える化のために ～

## 線量測定は適切な方法で実施してください

管理区域に立ち入る方は、一時的に立ち入る場合（注）も含めて、**全ての方が胸または腹部に放射線測定器を装着しなければなりません。**

### 電離放射線障害防止規則第8条第3項に定める線量の測定方法

#### ケースⅠ

#### 均等被ばくの場合

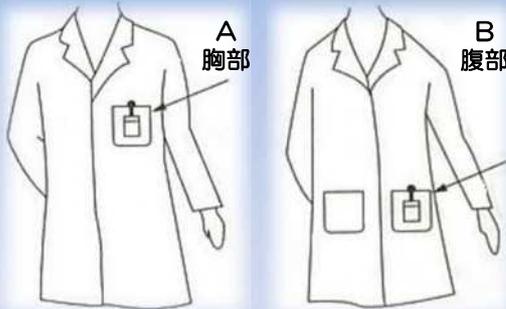
**放射線測定器  
1個が必要**

です。

#### 装着位置

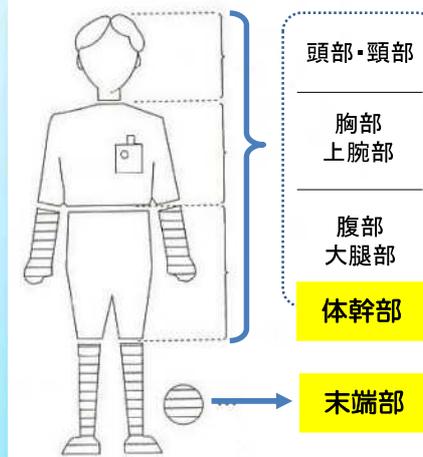
A	男性、または妊娠する可能性がないと診断された女性	胸部
B	A以外の女性	腹部

いずれか  
1か所



#### 「均等被ばく」と「不均等被ばく」

「不均等被ばく」とは、体に受ける被ばく線量が均等でないことをいい、防護エプロンを使用する場合などが該当します。



ただし

#### ケースⅡ

#### 不均等被ばくの場合

**放射線測定器 2個以上が必要**です。

#### 装着位置(追加)

**ケースⅠの装着位置に加えて、体幹部及び末端部のそれぞれについて、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位に装着することが必要です。**

#### 体幹部の装着位置

体幹部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位\*

※ 最も多く放射線にさらされる部位が、ケースⅠと同一である場合、放射線測定器の追加は不要です。

#### 末端部の装着位置

末端部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位\*

※ 末端部の被ばく線量が体幹部の被ばく線量を下回る場合、放射線測定器の追加は不要です。

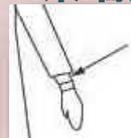
#### < 体幹部における装着例 >



防護エプロンに  
覆われていない襟元

医療現場では、防護エプロンを着用することがあるため、体幹部で不均等被ばくとなる場合があります。

#### < 末端部における装着例 >



X線透視下で手術  
を行う際の手首

医療現場では、手術等を行うため、末端部（手や足）で不均等被ばくとなる場合があります。

（注）一定の確認ができる場合には例外があります。

# 線量測定以外の法定事項も守ってください

## 被ばくの低減・被ばく限度の遵守・管理区域の設定

事業者は、働く方の被ばくをできる限り低減するよう努めるとともに、**放射線業務従事者の被ばく限度<sup>※1</sup>を遵守しなければなりません。**

※1 実効線量が5年間につき100mSv、かつ、1年間につき50mSvを超えないこと など

事業者は、**設定した管理区域<sup>※2</sup>を標識で明示して、必要のある者以外の立入りを禁止し、管理区域内の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項などを掲示しなければなりません。**

標識の例



※2 実効線量が1.3mSv/3月（年間5mSv相当）を超えるおそれのある区域などを、管理区域に設定しなければなりません。

(参考) 管理区域で働く方の主な健康障害防止措置

- 放射線業務従事者：被ばく限度、線量測定（一時立ち入り者を含む）
- 一定の場合における退去者／持出し物品の汚染検査
- 作業環境測定（放射線装置を固定する等の要件を満たすときは6月以内ごと、それ以外は1月以内ごと）
- 放射線業務に常時従事する者：電離放射線健康診断（6月以内ごと）

## 線量の測定結果等の取扱い

事業者は、**①線量の測定結果と②電離放射線健康診断の結果を、必ず放射線業務従事者の皆さんにお知らせしなければなりません。**

**①については30年間保存するとともに、②については所定の様式<sup>※3</sup>により所轄の労働基準監督署へ提出する必要があります。**

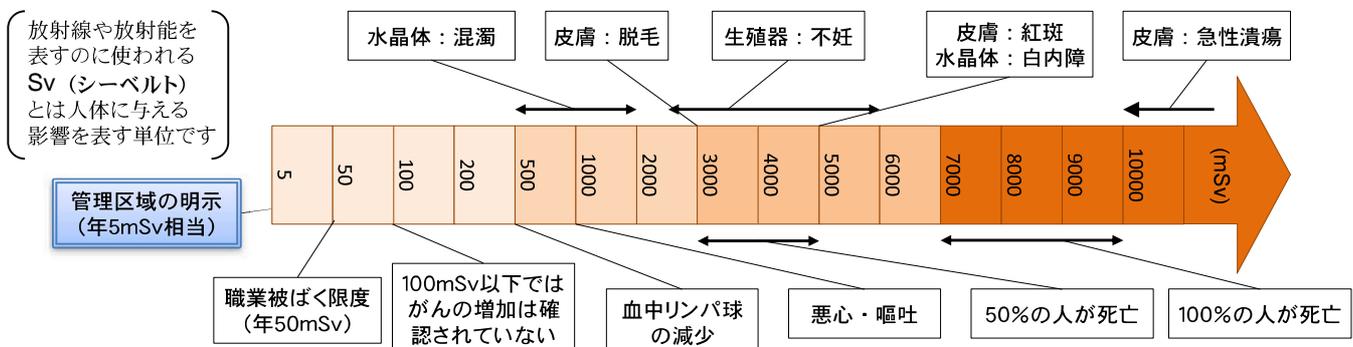
※3 電離放射線健康診断結果報告書様式

電離健診様式

検索

## 放射線が人体に与える影響

● 放射線による影響を分類すると、下図のようになります。（出典：「ICRP Pub. 60」ほか）



● 受けた放射線量が小さい場合（100mSv未満）、がんなどになるかどうかは、はっきりとした医学的知見はありません。広島・長崎の原爆被ばく者の調査でも、100mSv未満の方には、がんの増加は認められていません。

● このため、国際放射線防護委員会（ICRP）などでは、職業被ばくの限度を「がんの増加が認められておらず、容認できる範囲」に決めました。

**ご不明な点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください**

# ! 3つの転倒予防



転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**

転倒によるケガの**約6割**が**休業1か月以上**のケガです!!

## 1 作業場所の整理整頓



## 2 作業場所の清掃



## 3 毎日の運動



▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。  
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。  
具体的な対策はこちらをチェック!



# あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

	チェック項目	<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

## チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

職場での **転倒** にご注意ください！

# 転倒予防のために 適切な「靴」を選びましょう

## サイズ

靴と足はフィットして  
いますか？

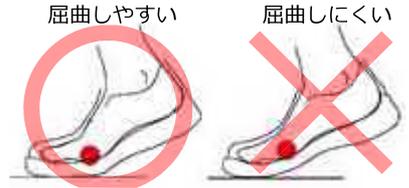
足に合った靴は疲労の  
軽減、事故の防止に  
つながります。



## 屈曲性

親指から小指の  
付け根を適度に  
曲げられますか？

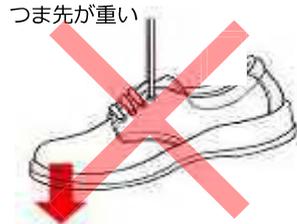
靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になり  
やすく、つまずきの原因となります。



## 重量バランス

靴の前後の重さの  
バランスは  
とれていますか？

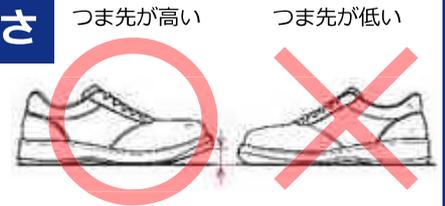
靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時に  
つま先部が上がりやすく、つまずきやすくなります。



## つま先部の高さ

つま先から床面  
まで一定の高さ  
がありますか？

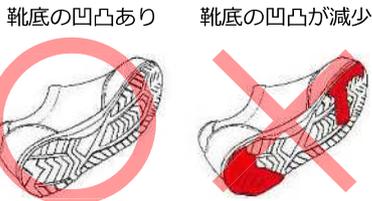
つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につま  
ずきやすくなります。



## 靴底の減り具合

靴底がすり減って  
いませんか？

靴底の減りが大きい  
靴は、滑りやすくなります



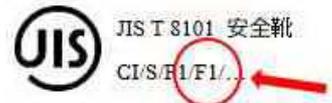
## 耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

### ■安全靴の場合

個装箱のJISマーク  
表示の近くに「F1」  
または「F2」の表示  
があるか確認してください



### ■プロスニーカーの場合

靴のべろ裏面の表示に、  
耐滑性のピクト表示が  
あるかを確認してください。



## その他の性能

### ■静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火  
の防止と低電圧で  
の靴底からの感電  
防止性能



### ■かかと部の衝撃 エネルギー吸収性

かかとのクッション  
性に関係し、かかと部の  
疲労防止性能



### ■耐踏抜き性

釘などの鋭利なもの  
から足裏を防護する  
性能



## STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い  
「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」  
を推進しています。

STOP！転倒

検索



# 先芯がいらない作業環境で使用する耐滑靴の探し方

作業時に着用する靴の安全性は、作業環境の状況に応じて決められています。  
先芯（安全性を確保するために靴のつま先部分に入れる）を履く必要がない作業環境の場合でも、耐滑靴を着用しなければならないことがあります。  
その場合、先芯入りの安全靴やプロスニーカーであれば、靴の表示で耐滑性を確認できますが、先芯入りでない靴は表示で耐滑性を確認することができません。  
その場合は下記のメーカーへご相談ください。

職場の状況に適合する靴を紹介できるよう、以下の項目を参考に職場の作業環境等もご説明ください。

## ■作業中に重量物を取り扱うことがあるか

重量物を取り扱う場合、安全靴を着用してください

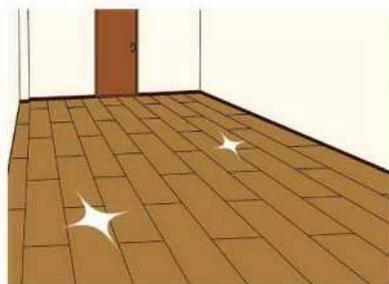


## ■作業中や作業後に水を取り扱うことがあるか

水を取り扱う場合、靴の表面素材は人工皮革製・ゴム製が最適です



## ■床の材質 塗り床／タイル／カーペット 等 床の材質で適合する靴底が変わります



## ■滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって対策が変わります

- (例)
- ・物につまづいた  
→運搬と通路改善
  - ・濡れた床で滑った  
→水・油用耐滑靴検討
  - ・凍結路面で滑った  
→氷用耐滑靴検討



詳しくはメーカーや販売店にご相談ください

耐滑靴取り扱い店・メーカー

会社名	電話番号	関連商品URL
弘進ゴム株式会社	022-214-3021	<a href="https://www.kohshin-grp.co.jp/FormMail/shoes/">https://www.kohshin-grp.co.jp/FormMail/shoes/</a>
株式会社シモン	0120-345-092	<a href="https://www.simon.co.jp/contact/">https://www.simon.co.jp/contact/</a>
日進ゴム株式会社	086-243-2456	<a href="http://www.nisshinrubber.co.jp/contact/index.html">http://www.nisshinrubber.co.jp/contact/index.html</a>
株式会社ノサックス	082-425-3241	<a href="http://www.nosacks.co.jp">www.nosacks.co.jp</a>
株式会社丸五	086-428-0232	<a href="https://www.marugo.ne.jp">https://www.marugo.ne.jp</a>
ミズノ株式会社	0120-320-799	<a href="https://sports-service.mizuno.jp/btob_service">https://sports-service.mizuno.jp/btob_service</a>
ミドリ安全株式会社	03-3442-8293	<a href="https://midori-fw.jp/">https://midori-fw.jp/</a>





# 小さなことからコツコツと… 職場での転倒・腰痛予防に努めましょう!



## 滑り<sup>!!!</sup>の予防ポイント

水や油で濡れた床、サイズが合っていないかたまり靴底がすり減っていたりする靴などは、転倒の原因になります。

- 床の清掃をこまめに行い、水や油などは取り除くようにしましょう。
- 滑りやすい場所には、**注意を促す標識**をつけましょう。
- 転倒予防には**靴選びも大切**です。足のサイズにきちんと合わせて、靴底が滑りにくいものを選びましょう。また、靴底が大きくなり減ってきたら、すぐに買い換えましょう。



## つまみずき<sup>!!!</sup>の予防ポイント

歩きスマホや荷物の放置などは、つまみずいて転倒する危険性があります。

- スマホなどを見ながら歩かず、**足元が見える状態**で歩きましょう。
- 床の段差は、スロープで解消する、トラテープで段差をわかりやすくする、**注意喚起の標識を掲示**するなどの対策を行いましょう。
- 荷物は、通路、出入口などに放置せず、日ごろから**整理・整頓**を行いましょう。



## 踏み外し<sup>!!!</sup>の予防ポイント

照明が暗い、大きな荷物を抱えているなど、足元の見えづらい状態は階段の踏み外しにつながります。

- 階段付近は十分な明るさを確保し、**足元が見える状態で昇り降り**しましょう。
- 階段には物を放置せず**、日ごろから整理・整頓を行いましょう。



## 腰痛<sup>!!!</sup>の予防ポイント

重い荷物の持ち上げなど、腰に大きな負担のかかる作業は非常に危険です。また、滑り、つまみずき、踏み外しでバランスを崩すと、腰痛につながる可能性があります。

- 台車などの道具を使用**するようにしましょう。道具を使用するのが難しい場合は、ひとりで持ち上げず、誰かに手伝ってもらおうよう声をかけましょう。
- 荷物を床面から持ち上げる際は、荷物に近づいて、しゃがんだ状態で抱え、ひざを伸ばして立ち上がるなど、**適切な作業姿勢・動作を意識**しましょう。
- 無理のない範囲での**ストレッチ**も効果的です。

## スベリやムチャはアカン! 吉本芸人の特別動画公開中!



職場での転倒や腰痛は、ちょっとした工夫で予防ができます。吉本興業の人気芸人が楽しく、わかりやすく伝えるスペシャル動画を公開中。相方が怪我をしたら、あのネタはどうなる…? 気になる方は動画をチェック!

動画はこちらから▼



# 予防しよう 転倒・転落!



岡山市消防局

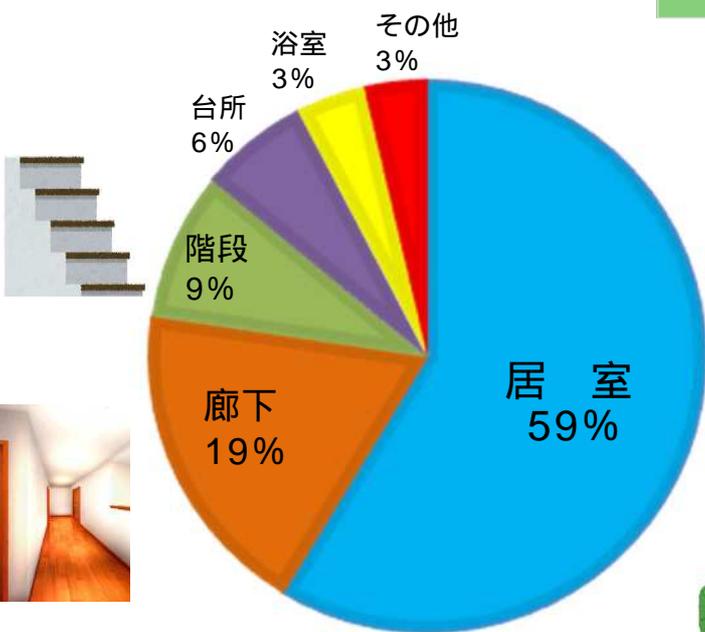
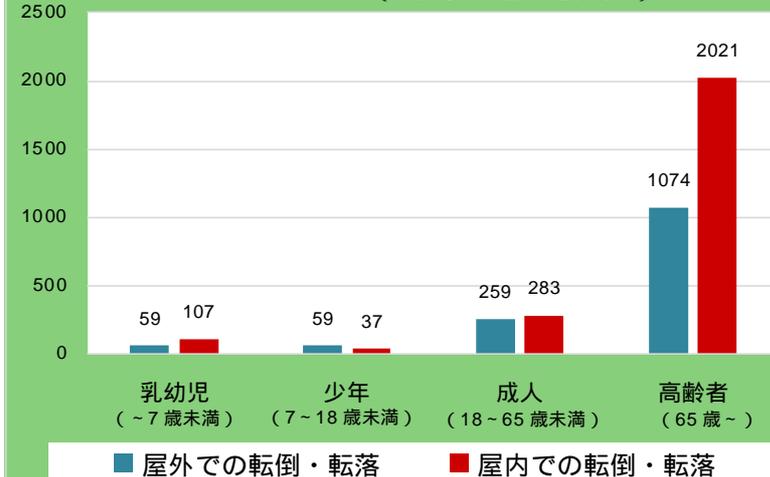


岡山市消防局マスコットキャラクター  
『桃之助』

令和3年に岡山市消防局管内で発生した転倒・転落による救急搬送は**高齢者**の方(65歳以上)が大半を占めています。

また、屋外より**屋内**での転倒・転落が2倍近くを占めています。

令和3年 転倒・転落による救急搬送人員数  
(岡山市消防局管内)



住宅の中では**居室**や**廊下**、**階段**で多くの転倒転落災害が発生しています。つまり、住み慣れた家の中に多くの危険が潜んでいるということですね。



## 住宅での転倒・転落事故発生状況

(岡山市消防局令和3年中救急搬送統計)



## 予防のポイント

家の中は**整理整頓**  
階段やベッド、廊下には手すりを  
階段や廊下に滑り止めを  
靴下やスリッパは滑りにくいものを  
階段や廊下に足元を照らすライトを

岡山市消防局は『**予防救急**』の取り組みを推進しています。  
「予防救急」とは? 救急車が必要となる病気やケガを未然に防  
ぐために、意識して行動することをいいます。



こちらのページは  
岡山市消防局

制作



# 防ごう！職場の転倒災害



厚生労働省

岡山労働局・岡山労働基準監督署

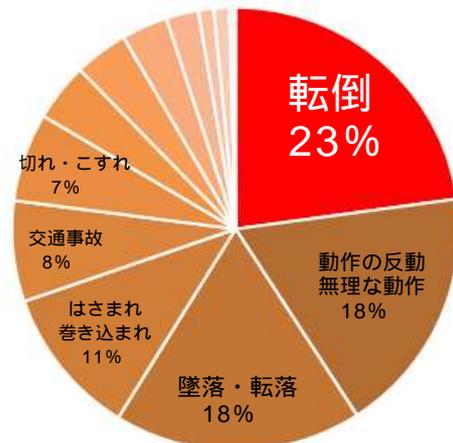
岡山労働基準監督署管内（岡山市・玉野市・瀬戸内市・吉備中央町の一部）では令和3年に休業4日以上**の労働災害（コロナ関係を除く）**が898件発生しました。そのうち205件が**転倒**によるものでした。

また、過去20年間を見ても、転倒災害の発生件数は大幅に増加していることがわかります。

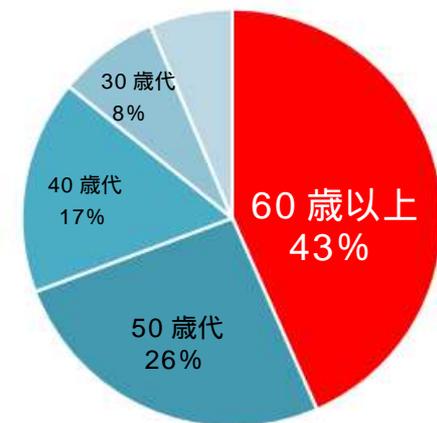


また、令和3年の**転倒災害**の被災者を年代別にみると、60歳以上が最も多く全体の43%を占めています。

定年の引き上げ等の影響で60歳以上の労働者の就労比率が高まり、高齢労働者の転倒災害の発生割合が年々高くなっています。



令和3年岡山監督署管内労働災害事故の型別割合



令和3年岡山監督署管内 転倒災害年齢別割合

## 転倒災害は怪我が重症化しやすい???

令和3年に発生した労働災害の平均休業見込日数は37.8日でした。しかし、転倒災害のみの平均休業見込日数は41.6日でした。転倒災害は怪我が長引く傾向にあるようです。

## 小さなことからコツコツと・・・ 職場での転倒予防に努めましょう！

### 滑り 予防ポイント

- 床の清掃をこまめに行い、水や油などは取り除くようにしましょう。
- 滑りやすい場所には、**注意を促す標識**をつけましょう。
- 転倒予防には**靴選びも大切**です。足のサイズにきちんと合わせて、靴底が滑りにくいものを選びましょう。また、靴底が大きくすり減ってきたら、すぐ買い替えましょう。



スマホなどを見ながら歩かず、**足元が見える状態**で歩きましょう。  
床の段差は、スロープで解消する、トラロープで段差をわかりやすくする、**注意喚起の標識を掲示**するなどの対策を行いましょう。

- 荷物は、通路、出入口などに放置せず、日ごろから**整理・整頓**を行いましょう。

### つまずき 予防ポイント

### 踏み外し 予防ポイント

- 階段付近では十分な明るさを確保し、**足元が見える状態**で昇り降りしましょう。
- 階段には物を**放置せず**、日ごろから整理・整頓を行いましょう。



職場の労働災害は転倒災害に加え『**腰痛**』も増加傾向です。  
この機会に腰痛予防にも努めてください。



こちらのページは

岡山労働基準監督署

制作

# ～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

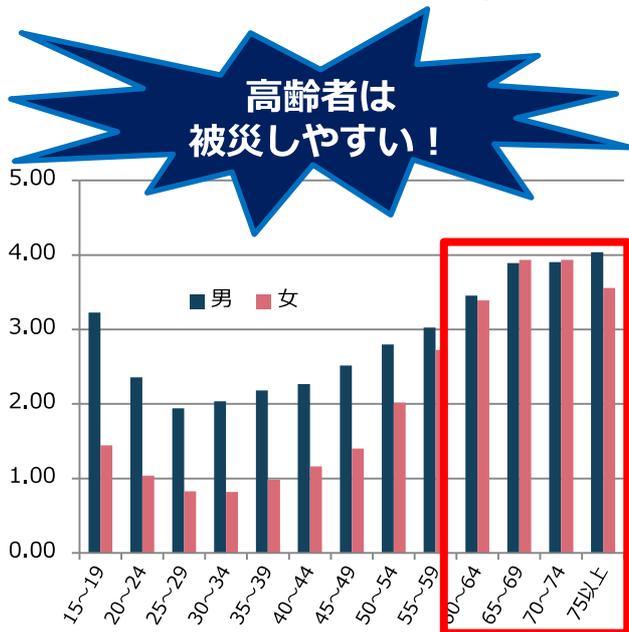
皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

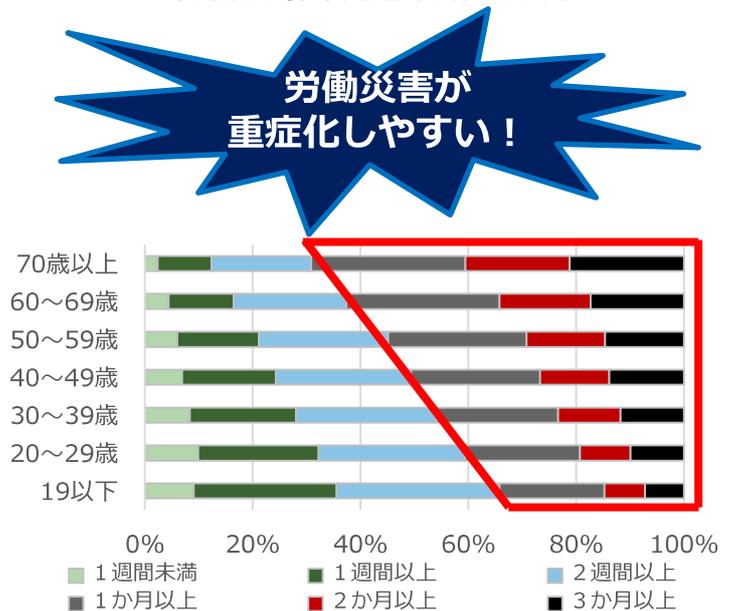
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は**1/4以上**（2019年は27%）

労働災害発生率は、若年層に比べ**高年齢層で高い**

<年齢別・男女別の労働災害発生率>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数  
出典：労働力調査、労働者死傷病報告（2019年）

出典：労働者死傷病報告（2019年）



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



**安心して安全に働くことのできる職場づくりを!**

エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高齢労働者の安全衛生対策のための  
**エイジフレンドリー補助金**が新設されました！  
（4ページ参照）

## 事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

### 1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



### 2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

#### ↓対策の例↓

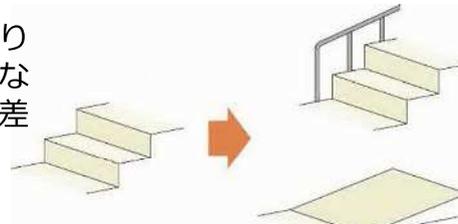


通路を含め作業場所の照度を確保する

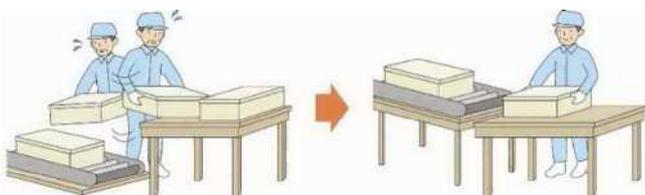
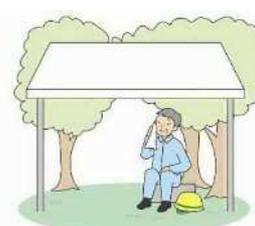


警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は無効視野を考慮

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

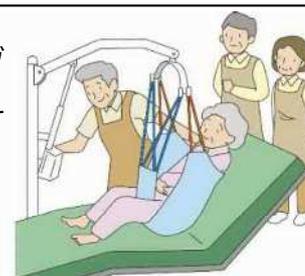


涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

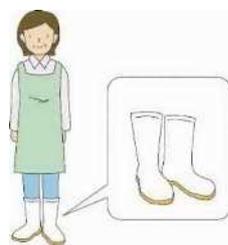
リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高年齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

### 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### (1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

#### (2) 体力の状況の把握

- 主に高齢労働者を対象とした**体力チェック**を継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

#### 注意点

- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

**体力チェックの一例**

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)  
あなたの結果は  cm /  cm (身長) =   
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト (敏捷性)  
あなたの結果は  回 / 20秒  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~26	29 ~43	44 ~47	48~

③ フアンクショナルリーチ (動的バランス)  
あなたの結果は  cm  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち (静的バランス)  
あなたの結果は  秒  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 閉眼片足立ち (静的バランス)  
あなたの結果は  秒  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

詳しくはこちら → 

身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

- (3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

### 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供  
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置  
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

#### 取組の例

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>

(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



### 5 安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

## 労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

▼参考：ストレッチの例▼

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



## 「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

**補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日**

### 補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： **100万円**（消費税を含む）

詳しくは  
こちら⇒  
(厚労省HP)



**※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います(全ての申請者に交付されるものではありません)**

### お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508  
✉ af-hojoyojimucen@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30  
(土日祝休み)

### ▼高年齢者のための対策について個別に相談したいとき

#### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業、下記以外の業種関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

無料

#### 65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高年齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高年齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

### 相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高年齢者等の雇用問題に関すること

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) から確認できます。  
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



# 「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

**補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日**

## 対象となる事業者

次の（１）～（３）全てに該当する事業者が対象です。

- （１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している（対策を実施する業務に就いていること。）  
 （２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数又は資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

- （３）労働保険に加入している

## 補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1/2

上限額：100万円（消費税は除く。）

**※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。（全ての申請者に交付されるものではありません。）**



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

# 補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

- 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- 3 健康や体力状況等の把握に関する費用
- 4 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります。

## 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
  - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
  - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）を用いた健康管理システムの利用
  - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備は対象となりません。

## 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

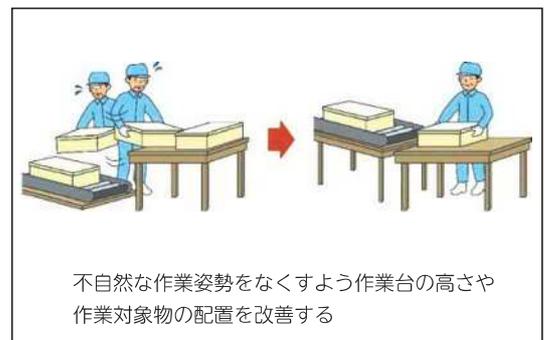
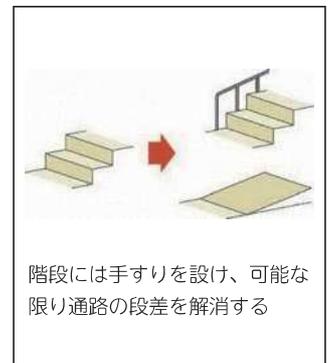
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段への手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

## 3 健康や体力の状況の把握等

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用を除く。）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

## 4 安全衛生教育

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高年齢労働者の人数分に限り補助対象とします。



補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地に調査することがあります。

## 申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

申請期間は5月11日から10月末日までです

### ① 補助金交付申請（中小企業事業者）

- ・補助金事務センターのHPを参照し、必要書類に過不足がないよう申請してください(郵送のみ)。  
<https://www.jashcon-age.or.jp>
- ◎HP内「申請に必要な提出資料一覧」を確認の上提出資料をそろえてください。

### ② 審査等（補助金事務センター）

- ・申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査します。
- ・必要に応じて電話で確認する場合があります。

### ③ 交付決定通知書の発行（補助金事務センター）

- ・審査結果は、審査した月の月末から翌月初めとなります。
- ・交付を決定した案件は、申請代表者宛に交付決定通知書を郵送します。  
不採択の場合は、申請担当者宛にメールにより通知します。

### ④ 対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）

- ・交付決定日以降に対策を実施し、費用を支払ってください。  
(交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること。)
- ※交付決定通知書を受領したのち、物品の購入、工事の発注施工に着手してください。  
交付決定日以前の物品の購入、工事の発注施工は、補助金の支払いが認められません。

### ⑤ 実績報告書・精算払請求書提出（中小企業事業者）

- ・実績報告書及び精算払請求書をエイジフレンドリー補助金事務センターへ提出（郵送のみ）
- ※支払完了後、速やかに提出してください（支払日から20日以内が目安となります）
- ※最終提出期限は令和5年1月末日です。令和5年1月末日(当日消印有効)までに必ず提出してください。提出期限を超えて提出された場合には、補助金の支払いはできません。

### ⑥ 確認、補助金の交付（補助金事務センター）

- ・実績報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を郵送し、補助金を振り込みます。

## 必要な時に手続き

### 財産を処分する場合の承認申請

補助金を受けた機材等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、又は廃棄する場合は、承認手続きが必要です。

## 申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件（9月及び10月申請分は除く）は、申請期間中に再度の申請が可能です。  
ただし、不採択となった内容での再申請は受付できません。

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。あらかじめご了承ください。



この補助金についてのお問合せは、

# 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センターまで

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月8日～12日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）



◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>

## 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

エイジフレンドリー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請関係」、支払に関する書類は「支払関係」宛へお送りください。

※消印日が確認できない料金別納・後納での郵送はご遠慮ください。

様式 1、様式 1(別紙)、様式 1-1、様式 1-2、  
様式 1-3、様式 2 に関するお問合せはこちら

### 申請関係

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508  
✉ [af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp](mailto:af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp)

様式 3、発注書・納品書等、支払いに  
に関するお問合せはこちら

### 支払関係

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086  
✉ [af-shiharai@jashcon.or.jp](mailto:af-shiharai@jashcon.or.jp)

## 【申請スケジュール】例）7月に申請する場合

申請期間（当日消印有効）	審査期間	結果連絡	支払資料提出期日
7月1日～7月末日	8月中	8月末日～9月初め	支払完了後速やかに

※不足資料がある場合等は、スケジュール通りにいかない場合もあります

※支払資料の提出の最終締切は令和5年1月末日です。

## 参考情報

### ▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう。

令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



### ▼好事例を知りたいとき

⇒ 厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/1003-2.html>

⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<https://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>

### ▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

#### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

#### ■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

### 65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

#### 相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

○ お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<https://www.jeed.go.jp>）から確認できます。

○ 「70歳雇用事例サイト（<https://www.elder.jeed.go.jp/>）」により、70歳以上継続雇用制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。